

# 育児目的休暇は、男性も取得できます！

## 育児目的休暇は性別を問わず取得できます

- 子が6週間以内に出生予定の従業員及びその配偶者並びに出生後8週間以内(出生日も含む)の子を養育する従業員は、配偶者の出産支援や育児のために、1年間につき〇日を限度として育児目的休暇が取得できます。
- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員も育児目的休暇が取得できます。

- ◆ 要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません
- ◆ 申し出は、必要事項を書いた書面を事前に会社に提出して行います(手続き方法などは〇〇課〇〇係までお問い合わせください)

## 育児目的休暇にはこんな特徴があります

- 1日単位で分割して取得できます。
- 子の看護休暇、介護休暇及び年次有給休暇とは別に取得できます。

